

## あれ～?? いつの間に?? 無いぞ!!

# 食堂に設置された自販機から、 缶コーンポタージュスープが消える!!

朝・晩の厳しい寒さの中で奮闘している職場のみなさん！お疲れ様です！

先の分会情報「雄叫び」第116号・117号で明らかにしてきたように、地方本部を通じて会社に対して「申し入れ」「苦情処理」を行い、問題の解決のために奮闘してきました。

3月25日、組合側幹事並びに会社側幹事による事前審理並びに2月19日の事前審理で、業務委員会における議論は会社により拒否されました。しかし、事実関係に関しては「調査中」とされていた「申」第37号〔時系列等報告書の「改ざん強要」に関する緊急申し入れ〕について幹事間において議論しました。

### 《会社説明の要旨》

会社：付議事項に該当しないので開催しない。先日、口頭注意している。事案を総合的に勘案して適切に判断したもの。事情聴取等についても改ざん、強要をした事実はない。適切な範囲で管理者も事情聴取、時系列等報告書作成の指示をしている。特段問題はない。

組合：書き直すように言っているのは事実。

会社：書き直すというか、事実即した書き方にするように指示をした。

組合：スープは飲み物であり食べ物ではない。

会社：本人も認めるとおり、勤務時間中に飲食をしてしまったということ。その事実関係に即した書き方をしてもらった。

組合：名両にある自動販売機からスープがなくなった。

会社：知らない。

組合：清涼飲料水の自動販売機である。お茶だとか水だとかの。なぜ姑息なことをするのか。飲みのものである証拠をなくした。現場に伝えておくこと。

会社：勤務外、休憩時間中に飲むことは妨げない。

組合：日々、業務を、安全な車両を提供するために、必要なことは行う。業務に当たらない範囲で。そうでなければ四角四面な話になる。

会社：水分の補給については勤務時間中であつたとしても、これは生理現象ですから飲んで頂く。

組合：スープだって水分補給と言える。同時に暖を取るという意味もあり、コーヒー等と似たようなもの。

会社：水分補給は妨げません。

しかし、A組合員に対して会社から「飲食」をしたという理由により、「口頭注意」を受けたのです。「口頭注意」を会社は「処分では無い」と言っていますが、現場管理者が「時系列等報告書の改ざん」を強要したこと、密かに食堂の自動販売機からコーンポタージュスープを撤去・証拠隠滅したことは事実です。

## 会社は時系列報告書の「改ざん」「偽装」を命じたことを反省して、本人に謝罪せよ！